

令和 7 年度

水道メーター購入仕様書

大阪広域水道企業団

柏原水道センター

目次

1. 適用範囲
2. 適用法令及び適用規格
3. 用語の定義
4. メーターの仕様
 - (1) 構造・寸法
 - (2) 材質
 - (3) 表面処理の仕様及び表示
 - (4) 塗装
 - (5) 表示
5. メーター番号等の打刻
6. 発注個数及び納期
7. 納品
 - (1) 納品場所
 - (2) パッキン等
 - (3) メーター成績報告書
8. 納品検査
 - (1) 検査場所
 - (2) 検査内容
9. 異常メーター調査
10. その他

1. 適用範囲

本仕様書は、柏原水道センター（以下「当センター」）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。

2. 適用法令及び適用規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

①計量法

②水道法施行令

③日本産業規格及びその引用規格（最新版を適用する。）

・ JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様)

・ JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用)

3. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す本工業規格及びその引用規格による。

・ JIS B 8570-1(水道メーター及び温水メーター第 1 部：一般仕様)

・ JIS B 8570-2(水道メーター及び温水メーター第 2 部：取引又は証明用)

・ JIS Z 8103(計測用語)

4. メーター仕様

(1) 構造・寸法

メーターの構造・寸法は次表による。

口径	呼 び 方				計量特性		備考
	メーターの種類	構造	種類	構造	Q_3	Q_3/Q_1 (R)	
25	接線流羽根車式	複箱	直読	乾式	6.3	100	統一型

(注) 下取りについて、非統一型の鋳鉄製のメーターが下取りメーターとなる。

(2) 材質

① メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、「2 適用法令及び適用規格」に規定する「給水装置の構造及び素材の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。

② 銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406、または同等以上の強度、

耐久性、耐食性等を持つ材質表記「B」または「E」の鉛レス銅合金材料とする。

- ③ 乾式表示部は、水の透過によるガラス面の曇りが発生しにくい構造及び材質とする。

(3) 表面処理の仕様及び表示

材質が JIS H 5120 CAC 406 のメーターは、内外面とも下表に掲げる鉛浸出防止対策のいずれかの処理を行うこと。

表面処理工法	処理方法
表面改質処理	材料表面の鉛を化学的に除去する表面改質
表面塗装処理	材料表面の樹脂塗料による焼付コーティング

(4) 塗装

メーターの塗装は、新設・取替等用については蓋のみ塗装。但し、無着色透明の酸化防止処理をすること。日本水道メーター工業会の下記指定色とする。

新設・取替等用（蓋のみ）＝ J WMMOO-A 0 3 (色相＝P B)

(5) 表示

メーターには、ケース、目盛板、銘板、又はふたに、次に掲げる項目を明瞭に、かつ、消滅しないように表示する。

① JIS B 8570-2 で規定されているもの

- ・計量単位
- ・ Q_3 の値
- ・ Q_3/Q_1 (R) の値
- ・製造事業者名又は登録商標又は届出記号
- ・製造年（型式承認表示を付した年で代用可）
- ・製造番号
- ・流れの方向（メーター本体の両側）
- ・ Q_2/Q_1 の値（ Q_2/Q_1 の値が 1.6 でない場合表示する）
- ・最大許容使用圧力値（1 MPa を超える場合）
- ・取付姿勢
- ・水温等級（T30 でない場合）

② 当センターが指定するもの（原則として目盛板に表示）

- ・型式承認番号

③ 当センターが指定するもの（外ケース）

- ・鋳造年
- ・材質記号
- ・口径

5. メーター番号等の打刻

バーター品 メーター番号：82－8430 ～ 82－8461

メーターのふた及び上ケースの表面には、「柏」の文字、別途指定するメーター番号を誤読又は難読のおそれがないように鮮明に打刻し、ふたの裏面に検定有効期限を容易に消えない方法により明記すること。

6. 発注個数及び納期

- ① 発注個数 32 個
- ② 納期 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

7. 納品

（1）納品場所

メーターは、玉手浄水場水質検査室棟（住所地：大阪府柏原市玉手町 17 番 1 号）に納品をすること。

（2）パッキン等

- ・パッキン付とし、箱または袋にまとめて梱包し、枚数を明記すること。

（3）メーター成績報告書

メーター成績報告書及びメーター器差表、またメーター修理にあたっては、表面処理を行った旨の証明書を A4 用紙または電子メールで提出すること。

8. 納品検査

（1）検査場所

納品検査は原則として納品場所で行う。

（2）検査内容

次の検査を行う。

- ① 納品数量、メーター番号の確認
- ② 基準適合証印又は検定証印の確認
- ③ 外観・形状検査

9. 異常メーター調査

納品された新品及び修理メーターが検定満期以前に異常（早動、遅動、不動等）となった場合は、当センターの指示により原因についての調査を行うこと。

10. その他

請求書は、すべての納品が終わり次第、提出すること。